主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

原審の確定した事実関係の下においては、本件約束手形を延滞賃料の支払として 譲渡すべく提供したことが、金銭債務の履行につき債務の本旨に従った弁済の提供 があったものと解することはできないとした原判示は正当である。所論は、右原判 示と異なる独自の見解に立ち、または、原判決の認定に副わない事実関係を前提と して原判決を非難するものであって、採るを得ない。

よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	朔	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	_	郎